

国際会計基準 (IAS, IFRS)

2010 年 9 月 1 日現在で公表されている基準書

IAS 1	財務諸表の表示
財務諸表	① 期末財政状態計算書 ② 包括利益計算書 ③ 株主持分変動計算書 ④ キャッシュ・フロー 計算書 ⑤ 重要な会計方針の要約および注記 (⑥ 変更があれば、遡及的適用の比較情報)
日本基準との相違	損益計算書上の特別損益の表示は認められていない。

IAS 2	棚卸資産（未成工事原価、金融商品、農産物は他の基準書で）
原価配分	先入先出法または加重平均法、個別法
期末評価	低価法の強制（原価と正味実現可能価額）
評価減の戻入れ	洗替え法
日本基準との相違	日本では、原則として正味実現可能価額だが、再調達原価も認めている。 日本では、洗替え法と切放し法を選択できる。

IAS 7	キャッシュ・フロー 計算書		
区分報告	① 営業活動	② 投資活動	③ 財務活動
作成法	① 直接法		② 間接法
日本基準との相違	① IAS は直接法を薦めている。 ② 短期売買目的の有価証券の購入・売却は、日本基準では投資活動に区分されるが、IAS では営業活動に区分される。 ③ 配当金の支払は、日本基準では財務活動に区分されるが、IAS では財務活動に区分する他に営業活動に区分してもいい。		

	④ 在外子会社の キャッシュ・フロー の換算は、日本基準では期中平均レート または決算日 レート だが、IAS は実際 レート （あるいは、それに近似する期中 レート）であって、決算日 レート を認めていない。
--	---

IAS 8	会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬
方針の変更	遡及的適用（当期・過去の開示期間への影響額を注記）
見積りの変更	変更の影響が及ぶ当期または将来の期間の損益で認識する。 減価償却法の変更は会計上の見積りの変更として扱う。
過年度の誤謬	修正再表示
日本基準との相違	日本基準は、 ① 会計方針の変更（影響額）を当期の損益に計上、 ② 減価償却法の変更を会計方針の変更として扱い、 ③ 過年度の誤謬を前期損益修正として当期の損益で修正する。 ただし、「公開草案」では、IAS と同じ案を提示している。

IAS 10	後発事象（ただし、偶発事象は IAS 37 で扱われている）	
後発事象	貸借対照表日から財務諸表の公表が承認される日までの間に発生する事象	
	① 修正後発事象	② 非修正後発事象
	貸借対照表日に事象の存在	貸借対照表日の後の事象

IAS 11	工事契約	
工事契約の種類	① 確定価格契約	② 原価加算契約

工事契約の単位 (3つの条件)	① それぞれの資産ごとに独立した見積書が存在し、 ② それぞれの資産ごとに独立して交渉することができ、 ③ それぞれの資産ごとに費用・収益が識別可能である。
工事契約の収益 費用の認識	「信頼性をもった見積り」ができる場合、工事進行基準。
信頼性をもった 見積り (4つの条件)	① 工事契約の収益合計が信頼性をもって測定可能であり、 ② 工事契約に係わる経済的便益が流入する可能性が高く、 ③ 契約の完了に要する原価と決算日現在の進捗度の両方を 信頼性をもって測定することができ、 ④ 契約に帰属する工事原価が明確に識別され、かつ信頼性を もって測定でき、従前の見積りと比較可能である。
見積りの変更	会計上の見積りの変更として扱う。 (遡及再表示はしない。変更の影響は当期の損益で認識する。)
信頼性ある見積り ができない場合	① 発生した工事原価のうち、回収可能性が高いと判断される 金額と同額だけ、収益を認識する。 ② 工事原価を、それが発生した期間に費用として認識する。
予想される損失	工事契約の総原価が総収益を超過する可能性が高い場合、 予想される損失は、直ちに費用として認識しなければならない。
日本基準との相違	日本基準では、信頼性ある見積りができない場合、工事完成 基準をもとめている。IAS では、回収可能性が高いかぎり、 発生済原価と同額の収益を認識するようにもとめている。

IAS 12	法人所得税（公開草案が 2009 年 3 月に公開されている）	
税効果会計	① 会計上の利益	② 課税所得
会計と税務	① 永久差異	② 期間差異
税務基準額	課税所得計算上の資産・負債	

一時差異	貸借対照表上の資産・負債と税務基準額との差異 (期間差異 + 時価評価の評価差額)	
	① 将来加算一時差異	② 将来減算一時差異
	繰延税金負債と繰延税金費用 (税金支払いの先送り)	繰延税金資産と繰延税金利益 (税金の前払い)
繰延税金資産の 回収可能性	すべての将来減算一時差異に関する金額が対象になる訳ではなくて、差異の解消年度で一時差異を相殺するだけの十分な課税所得が稼得される部分に限られる。	
資産負債法	一時差異の解消時の税率が用いられる。(割引計算の禁止)	
繰延税金資産の 計上額の見直し	毎期見直しを行う必要がある。 将来において、繰延税金資産の便益の一部または全部を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が低くなった場合には、その程度に応じて繰延税金資産の計上額を減額しなければならない。さらに、減額分の戻し入れもある。	
表示	資産・負債を流動・非流動項目に区分して表示している場合には、繰延税金資産・負債を <u>非流動項目に分類して表示する</u> 。	
日本基準との相違	① 日本基準では、貸借対照表上、流動・固定項目において区分表示する。 ② 日本基準では、損益計算書上、当期に納付すべき税金を「法人税、住民税及び事業税」として、繰延税金を「法人税等調整額」として区分している。	

IAS 16	有形固定資産 (Property, Plant and Equipment)	
認識時点の測定	購入	取得原価 (購入価格－割引・割戻し＋付随費用)
	自家建設	製造原価が取得原価となる。 支払利息については、IAS 23 に準ずる。
	交換	交換取引の商業的実質、公正価値 (参考 1)

認識以後の測定	会計方針として、いずれかを選択しなければならない。		
	① 取得原価 モデル	② 再評価 モデル	
再評価 モデル (参考 2)	① 比例修正	② 公正価値	
再評価剰余金	① 株主持分	② 包括利益	③ 取崩 (参考 3)
減価償却	① 償却可能価額	② 残存価額	③ 耐用年数
減価償却法	① 定額法、定率法、生産高比例法など		
	② 少なくとも、それぞれの事業年度末に再検討する。		
	③ 減価償却の変更は、会計上の見積りの変更とする。		
日本基準との相違	日本基準には、「再評価 モデル」はない。 日本では、減価償却法は、実務上、法人税法を参照することが多い。		

(参考 1)

以下のいずれかを判断する。

- (1) 「譲渡資産」の公正価値で「流入資産」を測定する。
- (2) 「流入資産」の公正価値で「譲渡資産」を測定する。

(参考 2) [簡単な例]

取得原価 200、減価償却累計額 120 の建物を公正価値 100 に再評価する。

(1) 比例修正

再評価前の帳簿価額 (200 - 120 = 80) が公正価値 100 と同じになるように、
帳簿価額 200 と減価償却累計額 120 を比例修正する [25 %の増分]。

(借) 建	物	50	(貸) 建物原価償却累計額	30
			再評価剰余金	20

(2) 公正価値

取得原価 200 と減価償却累計額 120 を消去して、再評価額 20 を認識して、
資産の公正価値 100 で計上し直す。

(借) 減価償却累計額	120	(貸) 建 物	200
建 物	100	再評価剰余金	20

(参考 3)

それぞれの期の取崩額は、再評価後の帳簿価額に基づいて計算された減価償却費と当初取得原価に基づいて計算された減価償却費との差額である。

なお、資産が除却・処分された場合には、その資産に係わる剰余金は留保利益勘定に振り替えられる——振替額は損益計算書を通さずに留保利益勘定に直接振り替える。

IAS 17	リース 会計（2009 年 3 月に、改訂に向けて討論資料を公開した）	
リース 契約の分類	① ファイナンス・リース	② オペレーティング・リース
ファイナンス・リース	① 借手に資産の所有権が移転される。 ② バージン・パーチェス・オプション（低廉購入権）が付与されている。 ③ リース 期間が経済的耐用年数の大部分を占める。 ④ リース 開始日において、最低 リース 料総額の現在価値が、当該 リース 資産の公正価値と少なくとも実質的に一致する。 ⑤ 当該資産が特殊な性質の物であって、当該借手以外には 大きな変更なしで使用することができない。 ⑥ 解約に関する貸手の損失を借手が負担する。 ⑦ 残存価額の公正価値変更による利得・損失を借手が負う。 ⑧ 次期の リース を市場の貸借料相場より十分に低い賃借料で 継続できる。	
セル・アンド・リースバック	売却代金が簿価を超える分は、リース 期間にわたって配分する。	
日本基準との相違	所有権移転外の取引を賃貸借取引とする特例も認められていたが、会計基準第 13 号で特例が排除されたので、IAS と一致。	

IAS 18	収益（2008 年 12 月、改訂に向けての予備的見解を公表した）		
収益の認識	① 物品の販売	② 役務の提供	③ 利息、ロイヤリティ及び配当
	販売基準	進行基準	発生基準

日本基準との相違	① IAS では認識要件が明示されているが、日本基準にはない。 ② 日本基準では、割賦販売において、回収日基準が認められているが、IAS にはない。 ③ 日本基準では、役務の提供において販売基準が適用されて、進行基準はない。 ④ 日本基準では、ロイヤリティ に関する明示はない。
----------	---

IAS 19	従業員給付（2008 年 3 月、討論資料を公表し、改訂を検討中。）	
従業員給付の種類	① 短期従業員給付（12 ヶ月以内に支給される報酬） [賃金給与、賞与と利益分配、社会保障拠出金、住宅・医療 サービス などの現金以外の給付、有給休暇など] ② 退職後給付 ③ その他の長期従業員給付（12 ヶ月を超えて支給される報酬） ④ 解雇給付 ⑤ 株式報酬給付	
退職給付の制度	① 確定拠出制度	② 確定給付制度
確定拠出制度	掛金は費用として認識する。	
確定給付制度	① 従業員ごとに見積もる。 ② 期間配分（予測単位積増方式）	
予測単位積増方式	① 支給倍率基準	② 期間定額基準
割引現在価値	① 退職給付費用	② 退職給付債務
外部積立方式	① 年金資産	② 年金資産の収益
	（借）退職給付費用 × ×	（貸）現金預金 × × 退職給付引当金 × ×

保険数理上の損益	仮定（途中退職率、昇給率、割引利子率、資産運用収益率など）と実績値との差異	
回廊方式	期末の退職給付債務の 10 % と期末の年金資産の公正価値を比較して、いずれか大きいほうの額を保険数理差異が超える場合には、重要性があると判断される。[超過額を認識する。]	
過去勤務費用	改訂などで追加的に負担しなければならない額 (退職給付の水準を向上するなどの改訂で生じる差異)	
退職給付引当金	退職給付債務－未認識の保険数理差損－未認識の過去勤務債務－基金の資産額	
	この計算結果が負の値であれば資産を認識する。ただし、資産計上には上限が設けられている（上限の計算式は省略）。	
日本基準との相違	日本基準	IAS
① 退職給付債務の期間配分	期間定額基準	支給倍率基準が原則である。勤続年数の後半から遡増する場合には、期間定額基準。
② 過去勤務債務	平均残存勤務期間内の一定年数にわたり均等償却。	受給権確定までの平均期間にわたり定額法で償却する。受給権確定者分は即時償却。
③ 数理差異	重要な差異のみ平均残存勤務年数期間内の一定年数にわたり均等償却。	回廊 77° ローチ
④ 退職給付引当金の借方残高	「前払年金費用」として資産計上。	上限がある。

IAS 20	国庫補助金	
国庫補助金	① 資産取得	② 利益補償

資産取得	① 資本取引	② 損益取引（IAS）
	貸借対照表の株主持分に直接貸記する。	補助金を数期間にわたり利益に算入する。
表示（参考 1）	① 繰延利益法	② 直接控除法
	補助金を繰延利益として計上、資産の減価償却に対応して取崩益を計上する。	資産の取得原価から補助金を控除した残額を帳簿価額とする。
返還（参考 2）	会計上の見積りの変更として扱う。	
利益補償	損益計算書に計上する。	
日本基準との相違	日本基準では、圧縮記帳（直接控除法と同じ）と積立金方式がある。積立金方式は、IAS では認められていない。	

（参考 1）

国庫補助金 2,000、購入機械 5,000（耐用年数 20 年、定額法、残存価額 0）			
繰延利益法		直接控除法	
（借）現金預金	2,000	（借）現金預金	2,000
機 械	5,000	機 械	3,000
減価償却費	250	国庫補助金	2,000
国庫補助金繰延利益	100	減価償却費	150
（貸）国庫補助金繰延利益	2,000	（貸）国庫補助金	2,000
現金預金	5,000	現金預金	5,000
減価償却累計額	250	減価償却累計額	150
国庫補助金取崩益	100		

（参考 2）

2 年目の期首に国庫補助金 2,000 を返還した。

繰延利益法	直接控除法
(借) 国庫補助金繰延利益 1,900 国庫補助金返還額 100 (貸) 現金預金 2,000	(借) 機 械 2,000 国庫補助金返還損 100 (貸) 現金預金 2,000 減価償却累計額 100

直接控除法では、資産の帳簿価額に戻して、補助金が無かったならば計上されたはずの減価償却累計額を損失として当期の損益計算書に計上する。

IAS 21	外国為替 レート 変動の影響		
換算	機能通貨（測定通貨）	報告通貨	
当初認識	取得日 レート [HR]（実務上、1 週間/1 ヶ月の平均 レート [AR]）		
決算日の報告	貨幣性項目	非貨幣性項目	
	決算日 レート [CR]	取得原価 [HR]	公正価値 [CR]
為替差額			
在外営業活動体	報告企業と機能通貨が同じ	報告企業と機能通貨が異なる	
	テンポラル 法	表示通貨への換算	
	当初認識後の報告と同じ	資産・負債 CR	収益・費用 HR
日本基準との相違	① 日本基準では、機能通貨という概念はない。日本基準では、 （a）「外貨建取引」は、貨幣・非貨幣法 （b）「在外支店」は、貨幣・非貨幣法（あるいは、テンポラル 法） （c）「在外子会社」は、決算日 レート [CR] ② 日本基準では、損益項目には、AR（簡便法として CR）。 IAS では為替差額は「その他の包括利益」、日本基準では ③ 「為替換算調整勘定」として純資産の評価・換算差額等において区分計上する。		

IAS 23	借入費用
適格資産	意図した使用や販売が可能となるまで相当の期間を必要とする資産のこと。
借入 コスト	適格資産に対する支出がなければ回避されたであろう借入 コストのこと。
	適格資産の取得・建設または製造を直接の発生原因とするような借入 コスト は、当該資産の取得原価の一部として資産計上しなければならない。その他の借入 コスト は期間の費用として認識しなければならない。
一般目的借入の利用	資産化率を適用する。 (期中の借入残高に対する借入 コスト の加重平均率)
日本基準との相違	日本基準では、借入金と取得資産が「1-対-1」に対応している場合に、建設工事が完了するまでの期間に限って、例外的に借入 コスト の原価算入が認められている。

IAS 24	関連当事者についての開示
関連当事者	(定義省略)
関連当事者の開示	① 親会社・子会社の名称（取引の有無に係わらない） ② 親会社が最終的な支配当事者でない場合には、最終的な支配当事者の名称 ③ 経営幹部の報酬総額とその内訳
関連当事者間の取引	① 取引額 ② 未決済残高、担保の有無、決済法および保証の詳細情報 ③ 未決済残高に対する貸倒引当金 ④ 不良債権に関する当期費用計上額
日本基準との相違	ほぼ一致している。

IAS 26	退職給付制度の会計と報告		
退職給付制度の財務報告	① 給付のために利用可能な純資産計算書（貸借対照表） ② 給付のために利用可能な純資産変動計算書（損益計算書）		
科目分類	純資産額の 5 %を超える項目は別科目で区分表示。 種類別の有価証券の 5 %を超える銘柄は個別に名称を示す。		
確定給付制度	退職給付債務額・資産過不足額に関する情報		
	純資産計算書の本体で明示する。	純資産計算書に注記する。	保険数理計算書を添付する。
日本基準との相違	日本基準には、会計基準はない（厚生労働省の省令がある）。 「確定給付企業年金法施行規則」 「確定給付企業年金制度について」 「確定給付企業年金の規約の承認及び許可の基準等について」		

IAS 27	連結財務諸表と個別財務諸表		
連結の範囲	子会社（支配力基準）[「支配」 定義は割愛]		
連結手続	① 非支配持分（株主資本の部で区分表示）（参考） ② 経済的単一体説（非支配持分も企業集団の資本とする）。		
日本基準との相違	日本基準は「親会社説」で、「少数株主持分」は負債に準ずる項目として扱われ、「少数株主持分」の利益は費用とされる。 日本基準では、SPE（Special Purpose Entity、特別目的事業体）は連結の対象にはならないが、IAS では対象となる。		

（参考）

[子会社に対する投資の帳簿価額と、子会社の資本勘定を相殺する]

(借) 資 本 金	××	(貸) S 社株式	××
利益剰余金	××	非支配持分	××

[非支配持分に帰属する損益は、利益の配分として扱う]

(借) 非支配持分に帰属する損益	××	(貸) 非支配持分	××
------------------	----	-----------	----

IAS 28	関連会社への投資
関連会社	投資会社が「重要な影響」を及ぼすが、投資会社の子会社（IAS 27）でも ジョイント・ベンチャー（IAS 31）でもない企業をいう。
重要な影響力	被投資会社の財務方針および営業方針を支配しないが、それらの方針の決定に関与する力をいう。（参考）
持分法	① 取得原価で資産計上する。 （借）関連会社株式 ×× （貸）現金預金 ×× ② 関連会社の損益のなかで持分を投資株式の価値変動とする。 （借）関連会社株式 ×× （貸）投資損益 ×× ③ 配当は、持分の減少とする。 （借）投資損益 ×× （貸）関連会社株式 ××
日本基準との相違	子会社を持たないために連結財務諸表を作成しない企業が関連会社を持っている場合、IAS では持分法を適用するが、日本基準では、原価法を適用して、持分法を適用した場合の投資額・投資損益を注記する。

（参考）

投資会社が直接的に、あるいは子会社を通じて間接的に保有している被投資会社の議決権割合が 20 % 以上である場合には、明らかな反証が認められない限り、「重要な影響力」を与えていると推定される。逆に、その割合が 20 % に達しない場合には、「重要な影響力」を与えているという反証がない限り、関連会社にはならない。

IAS 29	超インフレ経済下における財務報告
--------	------------------

（省略）

IAS 31	ジョイント・ベンチャー に対する持分（2007 年 9 月、改訂の公開草案）		
共同支配の要件	共同支配を規定する契約が当事者によって締結されていること。持分割合は要件にならない。		
	① 共同支配の事業	② 共同支配の資産	③ 共同支配の事業体

共同支配の事業体	① 比例連結	② 持分法	③ 原価法（例外）
日本基準との相違	日本基準では、比例連結は認められていない。		

IAS 32	金融商品の表示（2008 年 2 月、討論資料を公開、改訂検討）		
金融商品	① 金融資産	② 金融負債	③ 持分金融商品
金融資産	現金、現金等を受け取る契約上の権利（売掛金、貸付金など）、他の企業の持分金融商品（他社発行の株式など）、潜在的に有利な条件で金融資産・金融負債を交換する契約上の権利（自社に有利な状況にある デリバティブ など）		
金融負債	他の企業に対して現金などの金融資産を引き渡さなければならない義務（買掛金、借入金など）、潜在的に不利な条件で金融資産・金融負債の交換をしなければならない契約上の義務（自社に不利な状況にある デリバティブ など）、償還株式		
持分金融商品	総資産から総負債を差し引いた残余持分に対する所有権を証拠づける契約（自社発行の株式など）		
複合金融商品	転換社債（株式へ転換する権利の付いた社債）など。 ① 先ず、負債部分を計算する。 ② 「複合金融商品の総額－①」を持分金融商品とする。		
自己株式の取得	自己発行の持分金融商品を取得したときには、金融商品として認識するのではなくて、純資産から控除する形式で表示する（あるいは、注記にする）。		
利息、配当、損失及び利得	① 損益計算書において収益または費用として計上する。 ② 自社の持分金融商品の所有者に対する配当は純資産から控除される。 ③ 自社の持分金融商品の構成価値の変動は財務諸表において認識されない。		

（参考）

2009 年 8 月に、株主割当て発行された新株予約権に関する公開草案が公表されている。

IAS 33	1 株当たり利益		
1 株当たり利益	基本的 1 株当たり利益	希薄化後 1 株当たり利益	
基本的 1 株当たり利益	基本的利益 ÷ 当期中の発行済普通株式の加重平均株式数		
基本的利益	当期利益 － 優先的配当額等		
希薄化の考慮	① 普通株転換	② 株式購入権	③ 新株引受権
株式分割・株式併合	報告期間後、株式分割・株式併合があった場合、遡及的修正再表示がもとめられている。		
日本基準との相違	おおむね同じ。 IAS では、1 株当たり利益が負値（損失）であっても開示しなければならないが、日本基準では、その旨の開示でいい。 日本基準では、報告期間後の株式分割・株式併合は注記扱い。		

IAS 34	中間財務報告		
中間財務報告の最小限の構成	① 要約貸借対照表 ② 要約損益計算書 ③ 要約持分変動計算書 ④ 要約 キャッシュ・フロー 計算書 ⑤ 精選された説明的注記 (「要約」では、完全な組の財務諸表を作成してもいい。)		
累積基準	年次と同一の会計方針で、期首からの累積		
税金費用	それぞれの中間期間において、会計年度全体についての予想加重平均税率の最適な見積りに基づき認識される。		
日本基準との相違	IAS の「中間」は、必ずしも、6 ヶ月に限定されず、四半期もふくまれて、中間期末後 60 日以内に報告書を利用可能にしなければならないが、日本基準では、四半期末から 45 日以内に報告書を金融庁に届け出なければならない。 日本基準では、四半期財務諸表に株主資本等変動計算書をふくめていない。		

日本基準との相違	日本基準では、減損兆候が存在しても、割引前 キャッシュ・フロー が帳簿価額を下回らない限り、回収可能額の調査は不要である。 日本基準では、減損の戻入は禁止されている。
----------	--

IAS 37	引当金、偶発負債および偶発資産
引当金の認識	① 現在の義務の存在（法的義務、推定的義務） ② 義務発生事象（将来の事業活動に関する費用計上ではない） ③ 経済的便益をもつ資源の流出の可能性 ④ 義務の信頼できる見積り
偶発負債	以上の要件を満たさない負債（注記によって開示する）
50 %基準	存在/流出する可能性のほうが、存在/流出しない可能性に比較して高ければ、存在/流出するものとみなす。
日本基準との相違	日本基準では、修繕引当金を流動負債として認めているが、IAS では認めていない [債務性がないとされる]。 50 %基準の判断は日本基準にはない。

IAS 28	無形資産
無形資産	物的実体をもたない識別可能な非貨幣性資産
	① 識別可能性 ② 経済的便益 ③ 支配
内部創出のれん	資産として計上してはならない。
研究開発活動	① 研究段階 ② 開発段階
	それぞれの段階に区分できなければ、研究段階の費用とする。
開発の資産化要件	① 利用・販売できるような技術的な実行可能性 ② 利用・販売する意向 ③ 利用・販売する能力

IAS 39	金融商品の認識および測定（2008 年 3 月、討論資料公開、改訂中）			
デリバティブ	① 変数（金利、レート、価格指数など）の変動に対応して、契約の価値が変動する。 ② 契約当初の純投資を必要としない。 ③ 契約が将来に決済される。			
	先物契約	先渡契約	オプション 契約	スワップ 契約
組込 デリバティブ	① 主契約		② デリバティブ	
	一定の条件を満たす場合には、デリバティブ として扱う。			
金融資産・金融負債の認識	① 取引日基準（契約日）		② 決済日基準（引渡日）	
当初認識	公正価値			
当初認識後	以下の 4 つに分類して、それぞれの測定法を規定している。 ① 公正価値の変動が損益として認識される金融資産 ② 満期保有投資 ③ 貸付金および債権 ④ 売却可能金融資産			
減損	以下の 3 つの場合に分けて規定されている。 ① 償却原価で測定されている貸付金などの債権および満期保有投資 ② 取得原価で計上されている金融資産 ③ 売却可能金融資産			
ヘッジ	ヘッジ 対象		ヘッジ 手段（デリバティブ）	
ヘッジ の分類	以下の 3 つに分類されている。 ① 公正価値 ヘッジ ② キャッシュ・フロー・ヘッジ ③ 在外事業体への純投資 ヘッジ			
日本基準との相違	日本基準では ヘッジ を分類していない。日本基準は「繰延法」。			

IAS 40	投資不動産	
当初認識	取得原価（購入価額＋付随費用）	
当初認識後	① 公正価値 モデル	② 取得原価 モデル
日本基準との相違	日本基準には、「公正価値 モデル」はない。	

IAS 41	農業	
生物資産	<u>当初認識時点、ならびに貸借対照表作成時点</u> において、 見積販売時費用控除後の公正価値で測定する。	
農作物	<u>収穫時点</u> において、見積販売時費用控除後の公正価値で測定する。	
日本基準との相違	IAS 41 に相応する日本基準はない。したがって、日本では、 取得原価主義・実現主義を適用している。	

IFRS 1	国際財務報告基準の初度適用
初度適用企業	IFRS への移行日付けで IFRS 開始期末財政状態計算書を作成しなければならない (IFRS 準拠の会計の基礎をつくるため)。
最初の IFRS 財務諸表	① 期末財政状態計算書 [少なくとも 3 年分] (IFRS 開始期末財政状態計算書をふくむ) ② 包括利益計算書 [少なくとも 2 年分] ③ 所有者持分変動計算書 [少なくとも 2 年分] ④ キャッシュ・フロー 計算書 [少なくとも 2 年分] ⑤ 注記
	IFRS 適用直前に利用していた会計基準から IFRS への移行の結果で生じた調整額は、留保利益に直接計上する。
遡及適用の免除	いくつかの項目は「費用対効果」の観点で遡及適用がされない (株式報酬、リース、従業員給付、為替換算調整勘定など)

IFRS 2	株式報酬		
株式報酬取引	① 持分決済型	② 現金決済型	③ 現金決済選択権付
認識	(借) 資産/費用 × × (貸) 資本/負債		
持分決済型	① 従業員との取引	② それ以外の取引	
	権利付与日（あるいは、権利 確定期間にわたって）に持分 金融商品の公正価値で測定する	受け取った財貨・サービスの公正 価値のほうが信頼性が高い	
現金決済型	① 受け取った財貨・サービス と発生した負債を、その負債の 公正価値で測定しなければならない。 ② 負債が決済されるまでの間、その負債の公正価値を決算日 ごとに再測定して、変動額をその期の純損益とする。		
現金決済選択権	① 現金その他の資産で決済すべき負債が発生していると判断 される範囲について、現金決済型として認識する。		

	② そのような負債が発生していないと判断される範囲については、持分決済型として認識する。
日本基準との相違	IAS では ストック・オプション は資本に計上されるが、日本基準では純資産の部に株主資本とは区分して計上される。 ストック・オプション が失効した場合、IAS は利益への戻入れをしないが、日本基準は利益への戻入れをおこなう。

IFRS 3	企業結合
取得法	① 取得企業の識別 ② 取得日（支配を獲得する日）の判定 ③ 取得した資産および引き受けた負債および非取得企業の非支配持分の認識と測定 ④ のれんまたは バーゲン・パース からの利得の認識と測定
取得企業の識別	→ IAS 27、および その他の考慮すべき事項
段階的取得	① 以前に取得していた非取得企業の持分投資を取得日の公正価値で再評価する。 ② 損益計算書上で、利得/損失を認識する。
取得関連費用	取得原価に算入しないで、費用として計上する。
全部のれん方式	非支配持分に帰属する「のれん」を入れて、のれん全体を測定する。
日本基準との相違	日本基準では「のれん」は 20 年以内に償却するが、IFRS では「のれん」を償却しない。

IFRS 4	保険契約
(省略)	

IFRS 5	売却目的で保有する非流動資産および廃止事業
売却目的で保有する非流動資産	非流動資産の帳簿価額が、継続的使用ではなくて、販売取引によって回収される場合には、その資産を「売却目的で保有する非流動資産」に分類しなければならない。
処分 グループ	個々の資産を単一の取引とした集合
廃棄予定で保有する非流動資産	売却目的で保有する非流動資産のなかに入れてはいけない。
測定	帳簿価額と、売却費用控除後の公正価値とを比較して、低いほうの金額で測定しなければならない。 公正価値のほうが低い場合には、減損を認識する。
廃止事業の表示	
日本基準との相違	IFRS 5 に相応する基準は日本にはない。

IFRS 6	鉱物資源の探査と評価
(省略)	

IFRS 7	金融商品の開示
目的と適用範囲	IAS 32 および IAS 39 を補完する。
	「認識の中止」について、改訂に向けて、2009 年 3 月に公開草案を公表した。
(省略)	

IFRS 8	事業 セグメント		
事業 セグメント	① 事業活動に従事することによって、収益を獲得し、費用を負担している。 ② 最高業務意思決定者（参考）がその構成要素への資源配分に関する意思決定を行い、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討している。 ③ 当該構成要素を他の構成要素から分離した財務情報が入手可能である。		
集計基準	複数の セグメント を 1つの セグメント に集計する。 ① 製品・サービスの性質 ② 製造過程の性質と技術 ③ 製品・サービス が販売・提供される顧客の類型または種類 ④ 製品を流通させる、あるいは サービス を提供する方法 ⑤ 銀行、保険会社、公益事業など一部の事業に関連する特殊な法律・規制環境		
量的閾値	以下のいずれかを満たす事業 セグメント についての情報を別個に報告しなければならない。		
	① 収益 テスト	② 損益 テスト	③ 資産 テスト
収益 テスト	その セグメント の「外部顧客の売上」と「セグメント 間の売上高・振替高」の合計が、全 セグメント の総収益の 10 %以上である。		
損益 テスト	その セグメント の損益が（利益を稼得したか損失を計上したかにかかわらず、）以下の 2つのうち、大きいほうの 10 %以上である。		
	利益を稼得した セグメント 群の利益合計の絶対値	損失を計上した セグメント 群の損失合計の絶対値	
資産 テスト	セグメント の資産が総 セグメント の資産合計の 10 %以上である。		
その他の考慮点	事業 セグメント によって報告された外部収益合計額が、企業収益合計額の 75 %未満であれば、企業収益合計額の 75 %に達するまで「量的閾値」を満たさない セグメント を報告 セグメント として追加認識しなければならない。		

前年度 データ	比較のために、前年 データ を記載すべきである。
報告 セグメント 数	上限はないが、10 を超えるのであれば、細分化され過ぎ、実践上、問題がないか検討すべきである。
開示情報	(省略)
修正再表示	報告 セグメント の構成に変化を与えるほどの内部組織再編を実施した場合には、情報作成 コスト が過度に高すぎない限り、組織再編前の過年度（中間報告をふくむ）の情報を修正再表示しなければならない。
企業全体に関する 情報開示	① 製品・サービス の品目別・類似 グループ 別の外部収益 ② 地域ごと ②-1 国内と外国に区分した外部顧客からの収益 ②-2 国内と外国に区分した非流動資産の保有額 ③ 主要顧客への依存があれば開示しなければならない。 [単一の外部顧客との取引による収益が企業収益の 10 % 以上である場合には開示しなければならない。]

(参考) 特定の役職に就いている管理者ではなくて、資源配分・業績評価をおこなう職能をもつ者をいう。

IFRS 9	金融商品「認識及び測定」
IAS 39 の改訂	2010 年末に、IAS 39 を前面改訂することを目指して、以下の 3 つの フェーズ に分割されている。 ① フェーズ 1 (分類と測定) [IFRS 9] ② フェーズ 2 (減損) ③ フェーズ 3 (ヘッジ 会計) 本基準は、金融資産のみに適用されて、金融負債には適用されない。
金融商品	一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債（あるいは、持分金融商品）を同時に発生させる契約である。 (金融負債については、2010 年 5 月に公開草案を公表した。)

金融資産の分類	当初認識時に決定される。 ① 償却原価 ② 公正価値
償却原価	以下の 2 つの条件を両方満たした場合に償却原価で測定する。 ① 契約上の キャッシュ・フロー を回収することを目的とするビジネス・モデル（金融資産の運用法）に基づいて保有されている。 IAS 39 は、満期保有区分（個々の保有意図）であった。 ② 契約条件は、特定された日に、元本および利息の支払いのみから構成される キャッシュ・フロー を生じさせるものである。 オプション・スワップ・先渡契約などの契約上の キャッシュ・フロー の変動性を高める（レバレッジ をきかせる）金融商品は、利息の経済的性質——「契約期間に渡る元本残高に対応する時間価値および信用 リスク の対価」——に合致しないので、償却原価区分にはならない。
公正価値	「会計上の ミスマッチ」 が著しく軽減される場合にのみ、償却原価区分の金融資産を公正価値で評価して損益を認識するというオプション を認めている。
会計上の ミスマッチ	たとえば、経済的な ハッジ 関係において、会計上、ハッジ 手段の損益と ハッジ 対象の損益が対応しない状態など。
公正価値の変動	① 損益として認識される。 ② トレーディング 目的でない持分金融商品については、当初認識時に指定をすれば、（公正価値の変動を損益ではなくて、）「その他の包括利益」として計上することが認められている。 ②-1 ただし、この後に取り消しはできない。 ②-2 「recycle」^(参考) は認められていない。
複合金融商品	主契約の複合金融商品については、組込 デリバティブ の区分の検討は不要とされる（IAS 39 では要検討とされていた）。複合金融商品全体を、償却原価区分あるいは公正価値区分に分類する。 金融資産以外（金融負債や非金融商品など）が主契約の複合金融商品については、IAS 39 に基づいて、従来どおりに、

	組込 デリバティブ の区分を検討しなければならない。
金融資産の再分類	分類の変更は、企業の ビジネス・モデル が変更されたときにのみ許容されている（極めて稀なこととされている）。
開示	金融商品の開示については、IFRS 7 で規定されているが、IFRS 7 の開示規定の一部が IFRS 9 で改訂された。 ① 公正価値変動を「その他の包括利益」として計上した場合 ② 再分類した場合 ③ 償却原価区分の金融資産を売却した場合
日本基準との相違	日本基準では、分類の対象となるのは金融商品全体ではなくて、有価証券のみである。（「金融商品に関する会計基準」） ① 売買目的有価証券 ② 満期保有目的の債権 ③ 子会社株式および関連会社株式 ④ その他有価証券 ⑤ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 なお、企業会計基準委員会は、2009 年 5 月に「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表している。

（参考）「recycle」

持分金融商品を売却するときに、過去に「その他の包括利益」として認識した評価差額を損益に振り返ること。

ご静聴いただき、ありがとうございました。

株式会社 SDI のホームページでは、本セミナーを補完するコンテンツを掲載していますので、参考にしていただければ幸いです。

<http://www.sdi-net.co.jp>

意見交換を歓迎いたしますので、メールをいただければ幸いです。

masami@sdi-net.co.jp

終